

第七回国会 通商産業委員會議録第二十九号

昭和二十五年四月五日(水曜日)

午後二時五十分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君

理事小金 義昭君 理事永井 要造君

理事村上 勇君 理事今澄 勇君

理事有田 喜一君 理事風早八十二君

理事阿左美廣治君 岩川 與助君

理事門脇勝太郎君 小西 英雄君

理事首藤 新八君 關内 正一君

理事多武良哲三君 中村 幸八君

理事前田、正男君 柳原 三郎君

理事伊藤 憲一君 田代 文久君

出席政府委員

通商産業 宮崎 靖君

政務次官 長村 貞一君

(通商化學局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

電氣事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金に關する法律案

(内閣提出第二二〇号)

火災額取締法案(内閣提出第一二九号)

○神田委員長代理

これより通商産業委員會を開会いたします。前會に引續き私が委員長職務を行います。

まず電氣事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に關する法律案を議題といたします。本案に對する

質疑は社會黨の委員の質疑を留保して、前會打切りと相なつておりました。が、留保されました質疑はとりやめるとの申出がありますので、ただいまより本案を議題として討論に付します。討論は通告によつてお許しいたします。阿佐美廣治君。

○阿左美委員 私は自由黨を代表いたしまして本案に賛成の意思を表明いたしたいと存じます。

電氣事業の復興整備をはかることは、平和日本建設のために一日もゆるがせにできない最大の急務であります。政府はこれを促進するため、従來電氣事業に對して復興金融庫及び米國対日援助見返資金より多額の融資を行つておつたのであります。が、國家資金による融資については、確實な担保をもつてその債權の保全をはかる必要がありまゝです。この点本年二月末までにおいて、前後二回にわたつては、担保として物上担保を付する旨を條件とされておつたのであります。しかしながら電氣事業は公共事業であつて、その資産については政府の監督を受けているものでありますから、債權保全のために、強いて特別担保を設定する必要を認めないばかりでなく、物上担保を設定するときは、一、既存社債権者に對して、その既得權を侵害するおそれがあること。二、社債権者の期待權を侵害すること。三、物上担保提供の方法を取ると、担保権設定に要する費用が巨額に上る上に、多数の人

手を要すること。等の難点がありますので、政府はこの際復興金融庫及び米國対日援助見返資金の電氣事業に對する融資については、当該会社の財産につき、他の債權者に先だつて債權の弁済を受ける權利を有することとして、物上担保は設定しないこととされたのであります。

本法律案は、政府が公正に判断し、民意のあるところに従つて、正しい政治を行ふことの一つの現われであり、かつまたすみやかに実施されるべきものであると思ひます。よつてわが党は本法律案に賛成するものであります。

○神田委員長代理 次は今澄勇君。

○今澄委員 日本社會黨は、本法律案に條件を付して賛成するものであります。本法律案は、民意のあるところを取上げ、政府としては担保についての特例措置としたことは、非常に現下の実情としては機宜を得たものと考へられます。さりながら、いわゆる外債の処理、あるいは電氣事業の分断、その他問題と關連して、幾多の懸念すべきところがございますが、電氣、事業分断等の問題については、その法律案の出たときに、われわれは十分審議することとし、幾多それらの問題については、この際政府は十二分に善処することを警告して、本法律案に賛成をする次第であります。

○神田委員長代理 次は有田喜一君。

○有田委員 本法律案は、電氣事業会社の資金の調達を円滑にするため

に、電氣事業会社の米國対日援助見返資金、または復興金融庫からの借入金に、一般担保制を設ける趣旨のものであります。私は民主黨を代表して、この法案に賛成をいたすのであります。

しかしながらここに私は強き條件と希望を付したのであります。すなわち現在ある電力外債に對しまして、政府に對してその善処方を強く要望いたしますとともに、將來に對する電氣会社の社債借入金につきましても、内外社債を問わず、特殊の扱いなきよう、一般社債権者の權利を侵害するがごときことは、絶対にやらぬように、政府は確固たる方針のもとに、その自主性を堅持されたのであります。

な最近の政府の電力政策は、電氣事業の本質をわきまえずに、その基礎産業として、また國民生活の必需たる電氣事業の公益事業の本質に逆行するがごとき政策を取りつつあり、また取られんとおるがごとき見受けられるのであります。この点に對して、私は政府に強く猛省を促したいのであります。ことに最近の電氣料金の問題といひ、また地方税の問題といひ、はたまた近く上程されんとする電力再編成の問題といひ、これらの問題をめぐつて、電氣事業の本質に逆行する点が多あるのであります。どうか政府は十分なる反省をせられて、電氣事業の健全な發展を期せられ、その本来の使命を全うするよう努められんことを、私はここに強く希望と條件を付して、

本案に賛成するものであります。

○神田委員長代理 次は伊藤憲一君。

○伊藤委員 私は日本共產黨を代表して、電氣事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に關する法律案に反對するものであります。本法律案は、電氣事業会社に對する見返り資金及び復興金融庫に一般担保制を採用して、社債権者の權利を守らうとするところは、本法案の提案説明によつて明らかであります。ところが問題なのは、この社債権者であります。すなわち過日の本委員會において、今般の電氣料金の値上げによつて、関東配電の料収入は、従來月額平均十億ないし十一億であつたものが、一月には二十九億四と約三倍に増大しているが、この値上げによる利益金は、外債の償還に充てられるのではないかとこの質問に對して、池田通産大臣は、外債の償還は政府が承継しているのので、そういうことは問題になりませんと答えておるのであります。しかるに昭和十八年九月十五日、すなわち戰爭中に、外債処理法に基いて行われた政府の元利支払い義務の承継及び担保効力の破棄は、債權債務關係の変更は、必ず財務代理人の承認を得るといふ約款があるにもかかわらず、一方的に行われたものであつて、これが元のように復活するか、あるいはその他の処置をとるかは、ただいま關係當局と折衝中でありまゝと、四月一日の本委員會で宮崎政務次官は答へられておるのであります。さらにこの外債担保権は、この

法律の規定にかかわらず、見返り資金及び復金貸付金の一般担保に先だつて、先取特権を持つ事になるかもしれないと発言されておるのであります。かつ四月四日の本委員会において、私並びに有田同僚委員の質問に關連いたしまして、宮縣政務次官及び大蔵省理財局長は、国内的には電氣事業会社の外債支払い義務及び担保効力は消滅しておると申しながら、一方では、この外債の担保になつてゐる工場財回は保全してゐる旨、苦しい答弁をされておられます。また乗りかえ償還、それに関連して外資の導入を考えていると申され、外資導入法もこのために準備してゐることを明らかにされたのであります。外貨電力債は二十五年一月一日現在米貨債二千四百五十三万五千五百ドル、英貨債三百七十六万七千六百六十二ポンド、この邦貨換算額は百八十八億四角余りでありまして、未払い利子を合計いたしますと、これが五十八億四角余りであります。この元利合計は百七十七億四角余りでありまして、このほとんどは米貨債であります。しかもこの米貨債の有力引受け会社であるデロン・リードの副總裁として、アメリカの前陸軍次官ドレーパー氏が先般来朝されて、日本の電氣事業に對する外資の導入問題について、所見を述べられたと聞いておるのであります。こゝういふ事情と、私が先ほど述べました政府当局の答弁を考へ合せて、たゞいま折衝中でありまして、宮縣政務次官が言われた外債処理問題を考へ、かつ本案のもう一つの提案理由である、将来の起債に影響するおそれもありますので、これの支障をなくすということを考へますならば、この外債処理が戦前の状態に復活

するか、あるいはいはゆる乗りかえ償還しか考へられないのであります。そのうであるならば、本法案は社債権者の利益を守るというが、外国人の利益を守るまづたく憲法的な法律案であると断ぜざるを得ないのであります。いわんや電力社債中、内國債はほんのたるに足らないものであります。と昨日の委員会でも宮縣政務次官自身おつしやつておられますから、この法律の目的とする社債権者の権利は、外国人社債権者の利益であることは明らかであります。私はこの法律案に反對するならば、電産の労働者におこられることある野黨議員から言われたのであります。その理由は本法案によつて日発に對する見返り資金の融資が案になること、及び特別担保を設定した場合の財団の組成及び維持に要する費用を省くものであると、これに反對すること日発に對する融資を妨げるものであるから、電産労働者のお叱りを受けるというのであります。もし見返り資金が日本政府によつて、自主的に運営されてゐるならば、この議員の言われることも、一応一理があるものであります。この見返り資金なるものが、まづたく化けものであります。しかもこの法律によりまして、提案理由にもありますように、見返り資金の貸付につきましては、先般いただきました二十八條からなる特約條項によりまして、これは日本の歴史にまだかつてないような、有田議員の表現をかりますならば、屈辱的な條件を持つたものでござっております。この法律案によつて決して侵害されるものではないのであります。従つて私は以上の理由によりまして、この法律案に對し反對するもの

であります。もし分断に反對されるならば、この法律案に賛成するということはおかしい結果になる。なぜならばこのことによつて分断された後に、旧來の問題となつてゐる外債が復活し、あるいは乗りかえ償還等のことによつて入つて来るならば、分断された民間会社は、完全に外國資本に押えられてしまふからであります。こゝういふことから私どもは、非常に法文としましては、簡単な法律案であります。こゝういふ重大な意味を持つてゐるといふことを確信いたしました。反對の理由とする次第であります。

○神田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神田委員長代理 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際本案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例に倣ひまして、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたものと決します。

○神田委員長代理 次に火薬類取締法案を議題として審査を進めます。質疑を継続いたします。伊藤憲一君。

○伊藤(憲)委員 昨日化学局長から、生産数量についての御説明があつたのであります。このうち二十四年度を生産につきまして、最初に二万九百トンと申されたと思つております。後

に一万五千四百五十四トンと訂正されまして、最初に申し上げたのは、会計年度でありまして、あとから申したのは歴年であるという御説明があつたのであります。火薬について会計は歴年を採用してゐるのが建前ではないのでありますか。

○長村政府委員 二十四年度分について、二万九百トンと昨日申し上げましたが、これは生産の計画でございまして、それからいま一つの方は実績であります。

○伊藤(憲)委員 そういたしますと、二十二、二十三、二十四、二十五と、ことに昨年度と今年度を比較いたしましたのであります。一体日本の火薬の有効需要といふものは、どの程度でありますか。

○長村政府委員 本年度、つまり昭和二十五年年度という意味でございませうれば、昨日申し上げましたように、二万五千トンであります。これが本年度の需要にマッチするわけでございます。

○伊藤(憲)委員 重ねてお伺いします。昨日の御説明によりまして、日本では現在主として山関係に使われてゐるようでありまして、日本の鉱山業及び炭山業の現状からいたしまして、その程度のものが普通必要とされるのでありますか。

○長村政府委員 お説の通りに、昭和二十五年年度の主要鉱山、その他の需要を予定しまして、今申したような二万五千トンばかりの生産をするわけでありませう。

○伊藤(憲)委員 では次にお伺いいたしますが、現在ストックが千三百トンと仰せられる。これは昨日もストックの問題についてお話がなしまして、神田

委員長代理からも、それはランニング・ストックだろうというふうな御発言があつたのであります。このほかに當然政府として把握しておかなければならない数量で、火薬商のストックがあると思ひます。これはないのでありますか、もしありましたらば数量をお伺ひしたい。

○長村政府委員 昨日申しましたいわゆるストックは、工場その他の倉庫を全部入れた数量でございまして、火薬商が特別に持つておるといふものはないのでございませう。

○長村政府委員 火薬商として持つておられますものも入つております。

○伊藤(憲)委員 そういたしますと、昨年の九月七日だと思ひますが、板橋で火薬商の協同火薬庫で爆発が起きました。大惨事が起つたのは御承知の通りであります。これはストックのために起つたのだと思ひますが、従来よりのストックが相当あると思はれるのであります。こゝういふことからしまして、もし現在千三百トン程度のストックしかないとするならば、二十二年からのストック数量を承りたいと思ひます。

○長村政府委員 先般の板橋の爆発事件は、もとより火薬庫に入つております火薬が破裂したわけでございます。数量としては、六トンとこゝのものでありまして、今申した千三百トンの数量から申しますれば、ごくその一部にすぎないわけでありませう。二十二、二十三、二十四年度のストックの数量につきましては、後刻調べてお知らせいたしたいと思います。

○伊藤(憲)委員 この点は非常に重要な問題でありまして、いづれにしても

委員長代理からも、それはランニング・ストックだろうというふうな御発言があつたのであります。このほかに當然政府として把握しておかなければならない数量で、火薬商のストックがあると思ひます。これはないのでありますか、もしありましたらば数量をお伺ひしたい。

単位が千とか万とかいう単位でありま
すから、大体でけつこうですから、今
おつしやつていただきたいと思いま
す。

○官備政府委員 その点は取調べて申
し上げることにはいたしたいのでありま
すが、昨日も申し上げましたように、
本年度の所要だと考えられますものの
生産を、司令部の許可を得ましてつく
るのでありますから、生産と消費との
間に必要な日数で換算いたしました量
は、ストックとなる。これもストック
という意味かどうかと私は思いますが、
生産から消費への移動期間である
と考えております。従つて通常の場合
はストックはございませぬ。志村の火
薬庫が爆発いたしましたも、歴大な火
薬があつたような心持で御質問があつ
たと思うのでありますが、内容は六・
三トンの鉱山用ダイナマイト等であり
まして、さうな歴大なものが退蔵さ
れておつた事実もございませぬ。従
いましてストックの数量もまだ調査し
ておりませぬし、司令部から許可され
たものが、その年に使われてしまふの
だという原則でやつておりますので、
五トンでも十トンでも詳しい数量を調
べて資料を提供せよというのなら、そ
れはいけません、事実を申し上げる
と言つても、ただいま申し上げるこ
とはできないわけでありませぬ。その点
御了承願ひます。

○伊藤(憲)委員 私が伺ひいたしま
すのは、相当量のストックがあつたは
ずであるというのを承つておるの
で、それをお聞きしておるわけでは
ない、資料をいいただきと思いま
す。

○官備政府委員 毎々申しますよう
に、その年の所要量を計算いたしまし
て、さうして司令部の許可を得て、そ
の範囲内で行くのでありますから、
歴大なストックがあるなどとは考え
ておりませぬ。従いましてそれに對し
まする用意等はないのであります、
調べまして資料として提出いたしま
す。しかしながらこれはお氣にとめる
ような数量でないことは、この際申し
上げてさしつかえないと思ひます。

○伊藤(憲)委員 それでは方面をかえ
まして、産業火薬会というのがありま
して、統制が撤廃になりましてから、
そこへ台湾から火薬の大量輸入を希望
して来たということをお聞きしておるの
であります、さういふ事実はありませ
ぬか。

○官備政府委員 さういふ事実は聞き
及んでおりませぬ。
○伊藤(憲)委員 それでは私の質問は
これで終ります。

○神田委員 長代理 次は今澄勇君。
○今澄委員 それでは本火薬類取締法
案について簡単に質問をいたします
が、本日はこの法案の概略を通過して
みて、おもな点だけを質問いたしま
す。

まずわれわれが本法律案を概読して
感ずることは、與案理由の中で、旧法と
比較してこの改正の主要点の中に、旧
法は勅令及び省令への委任が著しく多
いために、これが出すのだと書いてあ
るにもかかわらず、本法律案は依然と
して省令なり政令で定めるといふ文字
が非常に入つておられます。このよう
な行政裁量の余地が広汎に留保されて
おるといふことについては、本法律案の
ためにも、どうしてもこれらの省令な

りあるいは政令を知らなければ、われ
われは十分なる審議ができません。政
府はすでに通産省令をつくつておると
は思ひますが、それらのものも出して
いただかないと、詳細な本法の審議は
できぬのじやないか。しかしてまた旧
法と比べて、そのような政令なり省令
の面を同じやうにつくつたという点に
ついての御見解を、ひとつ承りたいと
思ひます。

○長村政府委員 新法が現行法すなわ
ち旧法と比べて違つております一
つの点は、ただいま御指摘のような委
任の範囲をできるだけ少くしたこと
でございます。なお委任範囲が相当ある
ではないかという御質問でございます
が、ごらんの通り、旧法に比較すれば
非常に詳細にわたつて法律自身で勅
令、政令あるいは省令に書いてあつた
ことを規定してあるわけで、残された
委任はほとんど技術的なこまかい問題
になるので、この部分のみを政令に譲
つたわけでございませぬ。

○今澄委員 しかしながら第七條中の
通産省令で定める技術上の基準である
とか、あるいは十四條の技術上の基準
であるとか、その基準を何も本法律に書
き込めという趣旨ではありませぬが、
それらの基準がどういふふうになされ
るかは、本法律案の上には重大な問題で
あります、すみやかにそれらの資
料を提出願ひたいと思ひますが、それ
が提出できる状態にあるか、それとも
提出ができませんか、どのような理由
で提出ができませんか、ひとつ御答弁願
ひたい。それから第二十八條の危害予
防規程も、どのような危害予防規程を
つくられんとおるか、もしおさし
つかえなければ、その構想をひとつお

洩らしを願ひたいと思ひます。

○長村政府委員 技術上の基準につ
きましては、はなはだこまかい問題に
なりますが、各項目ごとに大体どうい
う事柄については、かような内容の、
ごく骨子だけは私も考えておりま
す。これはとりままとめまして資料とし
て提出いたします。

○官備政府委員 危害予防規程の方は、二十八條の規
定にありますが、これは各製産業
者ごとにその工場、作業状態に即した
危害予防規程を設けてもらひまして、
それをこちらから認可するという体制
をとつておるわけでありませぬ。こちら
からこういふものでなければならぬと
いう一つのダイヤをきめておるわけ
はございませぬ。

○今澄委員 それでは第一條に「公共の
安全」といふのがございませぬが、この
解釈はどのような解釈をしておられる
か、「公共の安全の維持に支障を及ぼ
す虞がある」と認めるときは、前項の許
可をしてはならない」といふぐあい
に、「この文句が十七條にも二十四條に
も許可の基準になつておりますが、こ
れは解釈のしようによつては、この文
句のためにたいへんな問題が起きると
思ひますが、この「公共の安全」とい
ふことは、一具体的にどういふふうな
考えを持つておられるかというこ
とを、詳細御説明を願ひたい。

○長村政府委員 この法律は、一條に
ございませぬように、火薬類による災害
を防止し、公共の安全を確保する、こ
れを目的としておるわけでございます。
火薬類はその性質上、もし災害が起
りますならば、単にその災害が起つたそ
の場所、いろいろな被害が起るだけ
でなく、ひいては一般的にもその安全を

脅かすという結果を起しやすわけ
であります。従いまして災害の発生とい
ふことは、これを裏を返して見ますな
らば、やはり公共の安全を脅かす事
態を発生するということになるわけ
でございますので、これは一面から見
れば、災害の発生を防止する。これを
他面から見ますならば、公共の安全を
確保するゆえんであると思ひるのであ
ります。さういふ点からこの表現を用
いておるわけでありませぬ。

○今澄委員 ただいまの公共の安全に
ついての御見解については、いささか
明瞭を欠くものがございますが、こ
れはまた後でお聞きすると思ひま
す。

次は、昨日他の委員からも質問があ
つたというお話でございますが、第二
十四條で輸出は届出になり輸入は許可
を受けねばならぬといふことになつて
おります。どうしてどちらも同じよう
に届出にするならするとか、あるいは
許可制にするならするとかしないか、
これはたいへんな大きな問題を後に残
すと思ひますので、この点についての基
本的な政府の見解を詳細に承りたいと
思ひます。

○長村政府委員 本法は、輸出の場合
には届出制度にいたしまして、輸入の
場合には許可ということにされてお
るわけでございます。この法律は、い
わゆる取締りが目的でございますので、
取締りの見地から必要な規定をする
ことが、この法律の立て方であるわけ
であります。その点から見ますならば、
輸入はやはり火薬が国内に出て来る
という問題であります。国内で生産する
場合にこれを許可するのと同じような
理由によりまして、これを外国から

内に持つて来る場合に許可制度をとつたことなるわけであり、輸出の場合、すでに国内にあるものを輸出するに当たっては、これは必ずしも許可にしないで、輸出だけで取締りは十分ではないか、かような点も考へて、届出にとどめたわけがございませぬ。なお御承知と存じますが、例の外国為替の管理及び外国貿易統制の法律によりまして、向うの關係の輸出の許可は、これと離れて存在するわけでありませぬ。

○今澄委員 私どもはこれが輸出については届出制で非常に寛大であるといふことについて、何か大きな含みがあるのではないかと、いろいろな疑念を抱きますが、この点についても詳細は、もう少し資料をととのえて質問いたしたいと思ひます。

さらに火薬というものは、現在においてはそのほとんどすべてが平和産業に使用されておりますが、これはもちろん戦争用に利用されることもあるものであることは言を待ちませぬ。このいわば戦略物資であるだけに、本法においても火薬の取扱ひ等は、特に慎重にいたして居ることは了解できませぬが、将来火薬産業へ外資の導入が起る、あるいは輸出の振興について政府が特別の処置を講ずるとか、かような問題を、ここに想起しますと、これはこの前の石油についても、われわれはいろいろの疑念を質問したのであります。大臣から実は明確な答弁を望みたいのであります。今日は所用のようでありませぬから、政務次官からひとつ御見解を承りたい。これは他の産業と同様にやるのか、あるいはほかのものがあるだけに、特別の処置を講ずるか、あるいは将来にわたつて政府として戦争状態に入るといふようなときを考へて、何か産業上の大きな政策をお持ちになつて居るか、この点を御答弁願ひたいと思ひます。

○官報政府委員 御承知のように、兵器、弾薬はポツダム政令によりまして、その製造を禁止せられておりましたが、御指摘の弾薬の部類に属する火薬のうち、その産業火薬だけが、年間計画を立てました事前生産許可によつて許可されているわけでありまして、その範圍を越えてたゞいまやろうとも考へておりませぬ。なぜならば、御指摘の外資の導入、これは民間外資という意味だと思ひますが、民間外資の導入というものは、日本政府としてはもちろん積極的にこれを奨励いたすような方針はとつておりませぬ。輸出においても同様であります。とにかく輸出の方を先ほど御指摘の届出にしたことにつきましては、これは外国為替及び外国貿易管理法に基く所要の許可があります。いわゆる戦略物資として要許可条件となつておりますので、この面の拘束もできます。すでに火薬の輸出は昭和二十三年以来絶えてございませぬ。しかし将来これを継続して復活して、火薬の輸出をしようといふような計画は、政府としては持つておりませぬ。また民間産業として、ポツダム政令の存続する以上、生産増加等のごとによつて、これを輸出方面に向けるといふような計画は、許されるものでない、かように考へて居るわけでありませぬ。

○今澄委員 火薬についてのそれらの問題については、特別な御考慮はない

○官報政府委員 産業開発の需要が増大して参りましたならば、年間計画におきましてその増加量を見通して、司令部の許可を得ました上に、事業場が足りなかつたならば、また許可を与えらるゝという場合もあると思ひますが、現在の段階におきましては、みだりに製造許可をいたさうといふような方針はとつて参つておりませぬ。なお火薬の製造事業場の点につきましては、戦時中さうなものを製造いたして居りました著名な事業場は、たゞいまは賠償施設の対象となつておりまして、こ

○官報政府委員 お尋ねのうち、能力につきましては、お手元に差上げてございませぬ表を御参照願ひたいと思ひます。外国との比較等の問題は、たゞいま資料を持ち合せておりませぬので、取調べましてお答えいたします。

○今澄委員 これでは大きな点についての質問を大体打切りますが、最後に二十四條について、輸出が届出だけによろしいということになると、輸出先または輸出された結果、それがどういふところへ諸外国で使われるかといふことについては、これは商売であるからわれわれは問はずといふことになる。この火薬というものは、國際情勢の微妙な進展いかんによつては、諸外国における戦争を、わが国が援助するといふような立場に立たないとも限らないので、これらは産業行政においては、なるほど純經濟問題としては問題はないかもしれないが、わが国の戦争放棄の憲法と比べると、これは非常な問題をはらむおそれが十分にあります。そこで私はたゞ、利潤追求のために、石油会社の土地も建物もこれを外国へ売り渡してしまふまいかといふような状態ではないかといふことも、このような火薬などについては、この運用を

○官報政府委員 わが国の貿易を盛んならしめる意味におきまして、輸出振興の策は通産省としては、最も重点的に考へなければならぬわけでありませぬが、その品目の中に火薬を加えて考へておりませぬ。加えない理由につきましては、すでに今澄委員の御説の中においても、十分それが察知して居ただけのものと思ひます。それで届出制度につきましては、前にも申し

誤ると、この火薬法などは、実に大きなわが国の憲法上の戦争放棄という問題についても、関連をすることが多々ございませぬ。この点について先ほどは、ほかの産業と特別に考慮する向きはないといふお話でございませぬが、もう一べんこの点については政務次官に、十分将来の見通しについても、あるいは政府の決意についても、この際表明をしておかれるように、私は希望いたします。

○官報政府委員 わが国の貿易を盛んならしめる意味におきまして、輸出振興の策は通産省としては、最も重点的に考へなければならぬわけでありませぬが、その品目の中に火薬を加えて考へておりませぬ。加えない理由につきましては、すでに今澄委員の御説の中においても、十分それが察知して居ただけのものと思ひます。それで届出制度につきましては、前にも申し

誤ると、この火薬法などは、実に大きなわが国の憲法上の戦争放棄という問題についても、関連をすることが多々ございませぬ。この点について先ほどは、ほかの産業と特別に考慮する向きはないといふお話でございませぬが、もう一べんこの点については政務次官に、十分将来の見通しについても、あるいは政府の決意についても、この際表明をしておかれるように、私は希望いたします。

述べました通り、これは嚴然たる要許可輸出品目になつておりますので、貿易管理法の面におきまして、現状におきまして十分チェックいたしまして、さような憲法に違反するようない行為にならぬように、嚴に取締まることのできると思つてゐる次第でございます。これは自由貿易を申しまして、その処置につきましてはことごとく各種の関門がありまして、まだ自由貿易の面からはずれておる品目であること、御了解いただけたらと思つてゐます。

次の労働問題の点であります。それは昨日も共産党のさる委員の方々から、こもくお尋ねがあつたわけでありますが、これは火災の生産と消費、それからその他の取締り規定でありまして、労働法規は現にこれによつて拘束せられたり、あるいは制限せられたりするものではございません。労働法規はこれと並行的に存在いたしておりますので、あらゆる労働問題に対しまし解決は、一切の労働法規によつて処理せられることと思つてゐます。ただ危害予防規程等の問題も、これも事業場において労資相談の上にお申出いただきました條件につきまして、通産大臣が認可を与えることになつております。従いましてこれによつて一般的な労働運動を阻害したり、防遏したり、あるいは干渉したりするようない結果には、絶対にならないと確信をいたしておる次第であります。

○神田委員長代理 それではお諮りいたします。

連合審査会開会の件でございます。目下内閣委員会におきまして審査中の通商産業省設置法等の一部を改正する

法律案は、通商産業省の任務、権限、組織等について、経済情勢の推移に應じ、これを整備せんとするものでありまして、通商産業省の所管に属する事項を所管し、通商産業行政を監視、督促いたしております本委員会には、重大かつ密接なる関係の有する議案でありますので、委員長といたしまして、連合審査会開会の件について、内閣委員会の意向を打診いたしておりましたところ、先方におかれましてその必要を認められ、明後七日午後一時より開会しては、いかかとの連絡がついておるのでありますが、以上の通り内閣委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。明後七日午後一時より内閣委員会と連合審査会を開くことに決しました。

本日の議事はこの程度にいたしました。明六日は午前十時より、地方税法案について、地方行政委員会及び運輸委員会と連合審査会を開き、明後七日は午前十時より本委員会を開き、火災類取締法案の審査を進め、同日午後一時よりは、ただいま申し上げました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会と連合審査会を開会いたしますから、委員各位におかれましては、大いに御精励のほどをお願いいたします。これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

〔参照〕

電気事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案（内閣提出）

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月二十一日印刷

昭和二十五年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所